参考　　　　　　　　期末勤勉手当在職・勤務期間算出例（６月）

※例に出てくる曜日は仮定です。

①４月１日採用



　　期末手当：在職期間＝２ヶ月１日 (4/1-4/30、5/1-5/31、6/1)

　　勤勉手当：勤務期間＝２ヶ月１日 (4/1-4/30、5/1-5/31、6/1)

②４月１日から４月30日まで臨時的任用（本県　県費負担教職員・県職員）、５月１日採用



　　期末手当：在職期間＝２ヶ月１日

　　勤勉手当：勤務期間＝２ヶ月１日

　　〈臨時的任用職員としての期間は通算される〉

③１月６日から３月20日まで臨時的任用（本県　県費負担教職員・県職員）、４月１日採用



　　期末手当：在職期間＝２ヶ月15日＋２ヶ月１日＝４ヶ月16日

　　勤勉手当：勤務期間＝２ヶ月15日＋２ヶ月１日＝４ヶ月16日

　　〈臨時的任用職員としての期間は引き続かない場合でも通算される〉

④３月１日採用



　　期末手当：在職期間＝３ヶ月１日

　　勤勉手当：勤務期間＝３ヶ月１日

⑤３月31日まで国家公務員、４月１日採用



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月

　　〈国家公務員から引き続き県職員となった場合は通算される（他の地方公共団体から引き続き本県

　　職員となった場合は、本県において当該地方公共団体職員としての期間を通算する場合に限る）〉

⑥３月14日から９月13日まで育児休業承認



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月－２ヶ月19日÷２＝４ヶ月20日３時間52分30秒

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月－２ヶ月19日＝３ヶ月11日

　　〈基準日に育児休業中であっても、基準日に対応する期間に勤務した期間があれば、その期間に応じ

　て、育児休業期間の２分の１に相当する期間を期末手当の算定の基礎となる在職期間から除算し、

　全期間を勤勉手当の算定の基礎となる勤務期間から除算する。〉

⑦４月20日から12月31日まで育児休業承認



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月－30日÷２＝５ヶ月15日

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月－30日＝５ヶ月

　　〈育児休業期間の２分の１に相当する期間を期末手当の算定の基礎となる在職期間から除算し、全期

　　間を勤勉手当の算定の基礎となる勤務期間から除算する〉

⑧12月１日から12月31日まで育児休業承認



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月（育児休業承認期間が1ヶ月以下であるため除算しない。）

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月（育児休業承認期間が1ヶ月以下であるため除算しない。）

⑨２月10日から３月９日まで育児休業承認



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月（育児休業承認期間が1ヶ月以下であるため除算しない。）

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月（育児休業承認期間が1ヶ月以下であるため除算しない。）

⑩４月２日から５月６日病休



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月－１ヶ月１日＝４ヶ月29日

　　〈病休・療養による場合において、１ヶ月未満の期間がある場合は当該期間から週休日、休日を除いて

　　除算する〉

⑪４月１日採用者に病休期間がある場合（５月６・７日）



　　期末手当：在職期間＝２ヶ月１日

　　勤勉手当：勤務期間＝２ヶ月１日（病気休暇の期間が３０日以内のため除算しない）

　⑫12月８日から25日病休、３月３日から31日病休



　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月－｛（18日－５日）＋（29日－９日）｝

　　　　　　　　　　　　　　 ＝６ヶ月－１ヶ月３日＝４ヶ月27日

　　〈病休、療養による場合において、１ヶ月未満の期間が複数ある場合は、当該各期間から週休日及び

　休日を除いた日数を合算した分を除算する〉

⑬３月31日まで８割休職、４月１日復職



　　期末手当：在職期間＝６ヶ月

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月－３ヶ月３０日＝２ヶ月

　　〈休職期間は期末手当の在職期間に含まれる〉

⑭２月６日から５月30日まで部分休業



（１）育児部分休業

　期末手当：在職期間＝６ヶ月

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月

　　〈勤勉手当の勤務期間算定にあたっては、承認を受けて勤務しなかった期間が３０日を超える場合は、

　　　その勤務しなかった全期間を除算する 〉

　◎承認を受けて勤務しなかった期間が３０日を超える場合



　 期末手当：在職期間＝６ヶ月

　　勤勉手当：勤務期間＝６ヶ月－３０日７時間３０分＝４ヶ月２９日１５分

（２）修学部分休業又は高齢者部分休業

　　期末手当：６ヶ月－20日５時間÷２＝５ヶ月19日５時間15分

　　勤勉手当：６ヶ月－20日５時間＝５月９日２時間45分

　　〈修学部分休業又は高齢者部分休業：期末手当の在職期間算定にあたっては、対象となる期間中にお

　　ける休業時間の２分の１を、勤勉手当の勤務期間算定に当たっては、対象となる期間中における休業時

　　間の全時間を除算する 〉

⑮５月１日退職（又は死亡）



　　期末手当：在職期間＝５ヶ月

　　勤勉手当：勤務期間＝５ヶ月

　　〈基準日前１ヶ月以内に退職又は死亡した場合には支給される（懲戒免職を除く）〉

⑯２月28日退職、４月１日より再任用



　　期末手当：在職期間＝２ヶ月27日＋２ヶ月１日＝４ヶ月28日

　　勤勉手当：勤務期間＝２ヶ月27日＋２ヶ月１日＝４ヶ月28日